

法人だより

No.189



伊香保ハワイアンフェスティバル

表紙説明はP.26

(一社) 高崎法人会
令和6年度 税制改正要望意見書

進化するAIの不安と期待

収益力向上のための視点と手法

第14回税に関する絵はがきコンクール
優秀作品紹介

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会 榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会

7月

●7月10日

- 1 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付（年2回納付の特例適用者は1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付）

●7月18日

- 2 所得税の予定納税額の減額申請

●7月31日

- 3 所得税の予定納税額の納付（第1期分）
- 4 5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 11月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 8 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

●7月中において市町村の条例で定める日

- 10 固定資産税（都市計画税）の第2期分の納付

※ 税理士法施行72周年
昭和26年6月15日公布
昭和26年7月15日施行

8月

●8月10日

- 1 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●8月31日

- 2 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 3 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 6 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（4月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉
- 8 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

●8月中において都道府県の条例で定める日

- 9 個人事業税の納付（第1期分）

●8月中において市町村の条例で定める日

- 10 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第2期分）

9月

●9月11日

- 1 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

●10月2日

- 2 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
- 3 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 4 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
- 5 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）
- 6 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
- 7 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（5月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉

目次

税務カレンダー	1
令和5年度定時総会概要報告	2
春の表彰受賞者紹介	5
令和6年度税制改正に関する提言	6
健康情報	
『完璧主義ですか？デメリットに気づきましょう』	10
経営のヒント	
収益力向上のための視点と手法	11
小学生の税に関する絵はがきコンクール優秀賞・女性部会賞作品紹介	13
部会だより	15
会員企業紹介・新会員・部会員紹介	16

地区会だより	17
最近の話題から	
進化するAIの不安と期待	19
中小企業向け賃上げ促進税制の活用状況と注意点	20
税理士会コーナー	
税理士会の広報等	21
経営寸話【税理士 福地晋也】	22
税務署コーナー	
消費税のインボイス制度の事前準備について	23
お知らせ・表紙説明	26

総会 概要報告



川崎新会長

令和5年度一般社団法人高崎法人会 定時総会を、去る5月29日（月）午後4時30分より、ホテルグランビュー高崎にて開催し、下記の議案及び報告事項が承認、報告されました。

新たに会長となった川崎新会長は挨拶の中で、少しずつ活動をコロナ禍前の状態に戻し、入会して良かったと思える法人会にしていきたいと述べました。また、今年度で開催される全国大会群馬大会に向け、会員増強や事業の充実を更に進めたいと進言しました。

○議案を承認

議案第一号

令和四年度収支決算承認の件

（令和四年度収支決算に関する監査報告）

議案第二号

任期満了に伴う役員改選の件

○報告事項

① 令和4年度事業報告

② 令和5年度事業計画及び収支予算

議案第二号では任期満了に伴う役員の改選が提案され承認されました。

新しく理事に就任された方は、松本尉氏（高崎）、富沢康二氏（高崎）、矢島伸之氏（高崎）、片山政明氏（高崎）、三澤俊之氏（安中）、海老沼孝之氏（箕郷）、中澤幸俊氏（吉岡）、一倉史人氏（榛東）、田村元伸氏（榛東）、千明一明氏（子持）、片野真吾氏（吉井）、金井裕氏（青年）、陳美穂氏（女

性）、有田大輔氏（税理士会）の14名です。

新任監事は、雲敦史氏（税理士会）となります。

総会終了後、直ちに臨時理事会が開催され、川崎信行理事が会長に、他12名が副会長に選任されました。

再任・役職変更等につきましては、HPにて役員名簿をご確認ください。

○表彰等

議事終了後、表彰式が行われ、役員功労者表彰、組織充実功労地区会表彰、組織充実功労者表彰、厚生制度推進功労者感謝状贈呈、優良経理担当者表彰を行いました。

また、高崎税務署より、高崎税務署長感謝状、高崎行政県税事務所より、高崎行政県税事務所長感謝状の贈呈が行われました。



○高崎税務署長、税理士会高崎支部長が祝辞

ご臨席いただいた多数のご来賓を代表して、眞木高崎税務署長、有田税理士会高崎支部長よりご祝辞を頂戴しました。



有田税理士会高崎支部長



眞木高崎税務署長

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

その安心で、
企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260



ボーター賞
2024年受賞

令和5年度収支予算書
—令和5年4月1日～令和6年3月31日—

(単位：円)			
科 目	予算額	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,000	1,000	0
特定資産運用益	1,000	1,000	0
受取会費	27,700,000	27,600,000	100,000
事業収益	890,000	890,000	0
受取補助金等	17,687,900	17,260,600	427,300
受取負担金	8,570,000	9,450,000	△880,000
雑収益	991,000	1,121,000	130,000
【経常収益計】	55,840,900	56,323,600	△482,700
(2) 経常費用			
事業費	57,439,400	57,437,800	1,600
(税の啓発活動事業)	7,530,000	8,288,000	△758,000
(税務経営支援事業)	160,000	160,000	0
(地域社会貢献事業)	3,760,000	3,980,000	△220,000
(会員増強事業)	550,000	620,000	△70,000
(会員支援事業)	710,000	870,000	△160,000
(地区会・部会支援事業)	19,830,000	19,560,000	270,000
(按分共通費用)	24,899,400	23,959,800	939,600
管理費	8,990,600	8,750,200	240,400
【経常費用計】	66,430,000	66,188,000	242,000
【当期経常増減額】	△10,589,100	△9,864,400	△724,700
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△10,589,100	△9,864,400	△724,700
【一般正味財産期首残高】	53,909,409	53,364,524	544,885
【一般正味財産期末残高】	43,320,309	43,500,124	△179,815
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	16,173,100	15,698,100	475,000
一般正味財産への振替額	△16,173,100	△15,698,100	△475,000
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	43,320,309	43,500,124	△179,815

表彰・感謝状
受賞者紹介

◎役員功労者表彰(8名)

佐藤貴江(高崎)、広瀬淳一(高崎)、深野清一(高崎)、岡芹茂樹(高崎)、藤井恵子(渋川)、勝野信孝(吉岡)、佐藤省一(新町)、木村修三(吉井)

◎組織充実功労地区会表彰

(2地区会、5支部)「5年連続70%台維持」伊香保地区会

「70%台達成」

倉淵地区会

「会員増強目標達成」

高崎地区会
北支部、塚沢支部、西支部、南支部、矢中支部

◎組織充実功労者表彰(8名)

清水正郎(高崎)、吉井伸之(高崎)、高橋優一郎(AIG)

「3社以上」

川崎信行(高崎)、上野勤

(榛名)、有田大輔(税理士会)、寺澤徹(AIG)

◎厚生制度

推進功労者感謝状(9名)

関口千夏(大同)、外所麗子(大同)、茂木和美(大同)、石井英行(AIG)、三友岳彦(AIG)、深澤一生(AIG)、井田司(アフラック)、黒澤眞里子(アフラック)、田野邊聡(アフラック)

◎優良経理担当者表彰(7名)

「特別表彰」

富田正義(高崎)、堀越良子(高崎)、伊藤由香(高崎)、片岡靖子(高崎)

「一般表彰」

水落里美(高崎)、金井理紗(高崎)、島田佐喜子(高崎)(地区会別・五〇音順 敬称略)

貸借対照表

—令和5年3月31日現在—

(単位：円)			
科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	31,392,473	28,915,937	2,476,536
前払金	55,410	54,650	760
流動資産合計	31,447,883	28,970,587	2,477,296
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	7,000,000	7,000,000	0
基本財産合計	7,000,000	7,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	700,971	700,958	13
周年行事引当資産	4,567,995	4,567,917	78
退職給付引当資産	7,232,727	7,112,605	120,122
財政調整引当資産	2,500,018	5,500,009	△2,999,991
地区会・部会引当資産	5,577,552	4,485,546	1,092,006
特定資産合計	20,579,263	22,367,035	△1,787,772
(3) その他固定資産			
什器備品	47,896	58,846	△10,950
電話加入権	155,784	155,784	0
保証金	2,299,000	2,299,000	0
その他固定資産合計	2,502,680	2,513,630	△10,950
固定資産合計	30,081,943	31,880,665	△1,798,722
資産合計	61,529,826	60,851,252	678,574
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	387,690	374,123	13,567
流動負債合計	387,690	374,123	13,567
2. 固定負債			
退職給付引当金	7,232,727	7,112,605	120,122
固定負債合計	7,232,727	7,112,605	120,122
負債合計	7,620,417	7,486,728	133,689
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	53,909,409	53,364,524	544,885
一般正味財産合計	53,909,409	53,364,524	544,885
(うち基本財産への充当額)	(7,000,000)	(7,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(13,346,536)	(15,254,430)	(△1,907,894)
正味財産合計	53,909,409	53,364,524	544,885
負債及び正味財産合計	61,529,826	60,851,252	678,574

令和4年度正味財産増減計算書

—令和4年4月1日～令和5年3月31日—

(単位：円)			
科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	119	119	0
特定資産運用益	289	271	18
受取会費	26,857,000	27,215,000	△358,000
事業収益	702,500	608,000	94,500
受取補助金等	17,608,600	17,704,400	△95,800
受取負担金	4,848,500	3,409,760	1,438,740
雑収益	503,638	215,569	288,069
【経常収益計】	50,520,646	49,153,119	1,367,527
(2) 経常費用			
事業費	43,252,181	38,042,998	5,209,183
(税の啓発活動事業)	6,801,597	5,998,478	803,119
(税務経営支援事業)	158,400	158,400	0
(地域社会貢献事業)	2,845,752	2,094,374	751,378
(会員増強事業)	397,873	115,971	281,902
(会員支援事業)	580,328	312,634	267,694
(地区会・部会支援事業)	9,050,264	6,254,354	2,795,910
(按分共通費用)	23,417,967	23,108,787	309,180
管理費	6,723,580	5,453,644	1,269,936
【経常費用計】	49,975,761	43,496,642	6,479,119
【当期経常増減額】	544,885	5,656,477	△5,111,592
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	544,885	5,656,477	△5,111,592
【一般正味財産期首残高】	53,364,524	47,708,047	5,656,477
【一般正味財産期末残高】	53,909,409	53,364,524	544,885
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,698,100	15,887,300	△189,200
一般正味財産への振替額	△15,698,100	△15,887,300	189,200
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	53,909,409	53,364,524	544,885

幸 せ と
安 心 の
未 来 を

Aflac

IDA LIFE

あなたと共に創る。

保険のことなら
なんでも気軽にご相談ください!
オンライン相談も承っております!

Aflac
アフラックサービスショップ

本 店 高崎飯塚店
〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL 027-361-8431 FAX 027-361-8455

前橋支店 前橋駒形店
〒379-2122 群馬県前橋市駒形町1128-1
TEL 027-361-8431 FAX 027-212-2919

【共通フリーダイヤル】 あ ふ ら ッ ク い 〜 な
☎ 0120-0269-17
【受付時間】月曜～土曜 9:00～17:00 【定休日】日曜・祝祭日

〈募集代理店〉
株式会社 井田ライフ保険
https://idalife.co.jp

QRコード

「生きる」を創る。

Aflac

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

アフラックは、1983年より
「法人会福利厚生制度」を受託しています。
あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉
アフラック

群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

春の表彰等受賞者紹介

（本年度春の表彰等の栄誉に浴された役員の皆様をご紹介いたします。
（敬称略・順不同）

高崎税務署長感謝状

林 進



相談役・前副会長
㈱林製作所

氷見 実



相談役・前副会長
㈱氷見鉄工所

勝野 信孝



相談役・前副会長
勝野建設㈱

岩井加代子



相談役・前副会長
前女性部会長
㈱ライトハウス

悦永 雅夫



前理事
㈱松永

大植 保則



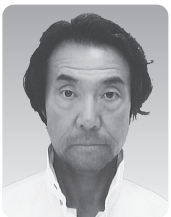
前理事
松井鉄工㈱

羽鳥 武久



前理事
㈱羽鳥鉄工所

須郷 弘



前理事
大和商工㈱

高崎行政県税事務所長感謝状

廣瀬 雅美



副会長
㈱ヒロセプランニング

牧野 茂実



理事
牧野酒造㈱

全法連功労者表彰

高橋 永一



副会長
三城エンジニアリング㈱

柳澤 佳雄



副会長
エスピック㈱

県法連功労者表彰

高橋 達司



理事
㈱町田工業

市川 励一



参事
㈱市川製作所

中沢 志光



参事
㈱中沢工業所



経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



Business Guard

AIG損害保険株式会社 群馬支店
TEL. 027-223-5771

政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
**プロパティガード
+ 企業地震保険**
(企業財産保険 財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険
オールスターズ
ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073003

令和6年度 税制改正に関する提言

高崎法人会・税制委員会では会員の声を基に令和6年度向け税制改正に関する提言を取り纏めました。

この提言は、群馬県法人会連合会、全国法人会総連合を経て、全国75万社の法人会会員企業の声として取り纏められます。

なお、全文につきましては高崎法人会HPにて掲載予定でございますのでご参照ください。

1、はじめに

わが国企業を取り巻く経営環境

新型コロナウイルス感染症の影響が緩和する中で、世界経済は持ち直しているものの、そのペースは鈍化している。

コロナ禍からの需要の急

る。

こうした観念から、「骨太方針2022」や、「新しい資本主義実行計画」に示された施策や、社会変容を実現するための大胆かつ強力な是正処置を講じるべきである。そして、企業の研究開発、人、スタートアップ、GX及びDXへの果敢な投資を通じて成長と分配を促し、中間層の構築に資する税制を目指すべきである。

また、国際課税制度については、デジタル課税「第1の柱」（利益分配ルール）、「第2の柱」（ミニマム課税）に係るOECD／IF（包括的枠組）での検討が鋭意進められている。引き続き納税者である企業の実務負担を軽減する観点から、納得性のある制度設計とすることが必要不可欠である。さらに、令和5年度税制改正以降の「第2の柱」の国内法制化に伴い、企業の実務対応が付加される見通しである。これを見据えれば、制度として類似し、手続き面においても重複感のある、わが国外国子会社合算税制（CFC制度）についても、

事務負担の軽減及び過剰合算の適正化の観点から、抜本的な簡素化を図ることが極めて重要である。

なお、サステイナブルな資本主義の実現に向けて、地球環境・エネルギー問題、格差是正、働き方の変化、ダイバーシティ、人口減少、社会保障の適正な給付と負担、経済安全保障等、諸課題が密接に関連してくる。各課題に伴う経済社会活動の構造変化に着目しつつ、毎年度の税制改正と並行して、あるべき税制の姿について骨太の議論を深めていくことが必要不可欠である。

一方で、こうした活動から国益を守るために規制や取締りを強化する「経済安全保障」と呼ぶ概念が出てきており、混乱の中でロシアに対しての制裁執行など様々な規制強化による経済活動は、連鎖の末端に繋がる地域経済を底支えしてきた中小企業に秩序の崩壊を招くことになるなど思わぬ余波となり大きな打撃を受ける事となってしまう懸念がある。

この様に社会情勢が刻々と変化する中で、原油価格の高騰もあり、高止まりしている資材の調達コストと納期遅延等々偏りのある連鎖のリスクに、統廃合、再配置の動きも加速し、見直し等々もある中、地域の零細企業、中小企業は、大きな痛手となり、合理化を進めるにしても、業務のデジタル化の遅れもあり、人手不足等々も加速し、人的資源に乏しい事もあり、対応に苦しんでいる。

様々な個人消費も冷え込み、特に、地域に密着する中小零細企業には大きな打撃を与え、地域社会を支える中小企業の基盤に大きな毀損を与えている。地域社会にとつて、新たなリスクとなつてきている。

行政改革、社会保障制度等々の見直しも含めて、一層、注力していかねければ財政再建への道のりは厳しいものと言わざるを得ず、痛みを伴う道のりではあるが、歩みだす時であり、先送りしてきた考えは、改める時であり喫緊の課題である事は言うまでもない。

コロナ下で疲弊した景気の腰折れを防ぎ、消費を喚起するとともに、行政手続の簡素化、人材育成・労働生産性向上等々並びに中小企業の事業継続・事業承継に資する税制措置を整備することが最重要な課題となる。

雇用を通じて地域経済や財政に大きく貢献し、大企業とは異なる中小企業の特長である多様性並びに柔軟性を生かし、地域社会を支える中小企業の活性化と持続的な成長、新たな挑戦の為に、新たな基点で活発に活動できる事業環境を整備し、中小企業の特長に着目した税制の実現が必要であると考え。

特に、円滑な事業承継の実現に向けた税制の抜本的な見直しをはじめ、中小企業の特長に着目し、新たな産業構造の構築を目指した成長戦略と一体となった税制の実現を要望する。経営者層の高齢化も進み、技術の伝承、事業承継には、多くの困難を伴っている。資産の世代間移転が高齢化している事も課題となっ

ている。家族間の相続・贈与等の関連法規を整理し、新たな制度を立ち上げ、資産の早期移転を促す税制の構築が必要と考える。事業承継の推進を図らねば、わが国の産業構造並びに地域社会を支え続けてきた担税基盤が損なわれつつあり、やがて、崩壊の危機に曝される事になる。

地方創生の中でも、新たな創業支援等々だけでなく、業態をただし、経営革新を行い、事業の再編と第二創業に立ち向かう中小零細企業の承継には新たな支援が必要であり、社会構造の変化に対応したデジタル化の課題もあり、人材育成等を含め、幅広く、手厚く施される時である。多様な働き方が拡充する中で、働く意欲を阻害せず、公平で中立的な税制を構築していくべきである。

公平・中立かつ簡素な税制に速やかに移行し、毀損している担税基盤強化を図り、努力した人が報われる税制、真面目な納税者が評価され、尊敬される社会をつくるべきである。

2、総論

（1）行財政改革

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考え方もあるが、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。

しかし、行政改革の取組みは極めて不十分であり、遅々として進まず、かえって肥大化しつつある。省庁の権益を確保する縦割り行政の弊害と行政の執行に偏りのあるとの指摘、懸念がでており、忖度を繰り返す官僚の跋扈が見え隠れしている。

特に、新型コロナ対策等々で露呈した官僚組織の脆弱性、及び官僚組織の今の不祥事で国民からの信頼感が大きく損なわれている。国民の信頼を裏切るような事態に陥っている事は看過できない事案である。組織防衛を優先し、危機対応を阻む事が散見された。我が国の官僚機構は、新

たな危機に見舞われる都度、その機能不全をさらけ出している様は何とも情けないものである。グローバル化とデジタル化の進展で変化のスピードが格段に上がった21世紀。20世紀型の官僚機構を引きずったままの日本は置き去りにされるばかりである。

国民に痛みを求める前に「まず魄より始めよ」の認識の下、先ず、国会議員及び地方議会議員が約束を守り、実行すべきである。議員及び政党は、今、約束した公約を果たす時であり、そのことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができる。

なお、以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

①国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制

②国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制

③特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減

④民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成

なる。その観点から、次の措置を講ずるべきである。

火災保険等に係る異常危険準備金について、より持続性の高い制度に拡充すべく、適用区分、積立立、洗替保証率について、所要の見直しを行うべきである。

更に、水害等の発生後の都市間輸送の正常化等を期して、被災代替資産の特別償却対象資産への鉄道車両等の追加を行うべきである。

3、各論

「法人税関係」について

（1）定期同額給与の原則の廃止

会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならないと考える。

（2）法人所得課税

産業の空洞化を防ぎ、かつ国内の雇用確保と域内の

経済活性化に資するため、法人課税実行税率の更なる引き下げをできるだけ早い時期に行うこと。

（3）中小企業の

法人税率の軽減

大企業とは環境の異なる中小零細企業であるがゆえ、①現行8百万円の軽減税率適用所得金額を4千万円程度に引き上げ、現在15%（時限的）の軽減税率を更に一段と引き下げる。

②最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並みの法人実効税率に引き下げる。

③域内の経済活性化に寄与する中小企業がより一層元気の出る税制にすべきである。

（4）不良債権の損金算入

不良債権の実態に応じ、最大99%までの損金算入を認めるべきである。

（5）冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとつては広告費的要素が強いので損金算入を認め

るべきである。

また、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる祝金、香典等又は受領者側で益金に計上される事によつて二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

なお、8百万円までの交際費の全額損金算入は、法制化を行い継続した措置となるようにすることが妥当である。

「事業承継関係」について

（6）相続税

事業継承の意欲と努力した人が報われる事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者（相続人）の相続税の軽減措置を講ずること。

特に、事業に使用している土地は事業運営の根幹をなすものであり、承継する相続税の中でも大きな課税となっており、事業承継の推進を図る上で、農業相続人の特例農地並みの評価とすること。

（7）事業承継税制

新たな事業承継税制が創

長につなげる。

⑤既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

（2）安定した

社会保障制度の確立

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を実行しつつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。

財源等については、広く国民で負担すべき事であるが、担税力等にも配慮すべきであり、担税基盤を損ねる事を危惧する。

先ずは、様々な施策執行においての国民の協力・支持と理解は政府が信頼に値するか否かが鍵となる。信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応え、約束を実行し、改革を断行する事につきる。

（3）自然災害に対し強靱な経済社会を構築するための税制処置

頻発化・激震化する自然災害に対して、企業のレジリエンスを確保することは、喫緊の課題であり、事業者の自主的な対策を税制上側面支援することが重要と

「その他」

（10）消費税

税率を上げるとは、中小零細企業者にとつて、過重な費用と事務の負担をさせることになるため一定の救済措置と支援策が必要である。

また、取引相手から、不当な仕入代金の減額、買いたたき、購入の強制等、増税分を適正に価額に転嫁できないことの無いよう、必要に応じた監視や措置が求められる。

更に、消費税制度の充実と信頼を確保していくためには、一層の課税の適正化に向けた取組みが求められる。軽減税率についても民意を反映し、事務負担増もあり、再度検討する必要がある。

（11）二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

（12）個人所得税

累進税率区分や諸控除の見直し、均等割の創設等、個人所得課税を抜本的に見直すべきである。

(13) 年金課税の廃止

老後の安定のための年金である。老後の生活保障を自助努力に頼る面は多いが、更に年金に課税されたのでは何の為に年金か。年金課税を速やかに廃止すべきである。

(14) 少子化対策

晩婚率、未婚率の高さ、及び出生率の低さが少子化の理由だが、現在行われている対策は子育て支援が中心である傾向が強いと思われる。先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚への対策が必要である。低所得者の未婚率の高さを鑑み、税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てることができると社会づくりと環境づくりが必要である。

(15) 印紙税の廃止

現在の経済取引は、事務処理のデジタル化が進み、作成される文書の形式や内容が変化してきている。電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じて

いる。

大企業と下請け構造となつている中小零細企業間では発注側と受注側では取引文書の取扱いにより課税に大きな偏りが生じており、公平・中立性に欠ける。また、印紙税は、所得、資産の保有、消費のいずれにも該当せず、その点でも特異であり、時代錯誤的な税目となっており、印紙税は廃止すべきである。

「地方税関係」について**(16) 固定資産税の見直し**

全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。

また、時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すように改めるべきである。

(17) 事業所税

①事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。

②中核都市（人口30万人以上）等だけに課税され、課税対象となる基準等が不

公平であるため廃止を求める。

(18) 外形標準課税

経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業には課税すべきではない。

「電子申告・電子納税」e-Taxとe-LEI-TAXについて**(19) 電子申告の規格統一**

大規模法人の電子申告義務化等の新聞記事が発表されたが、国税職員の事務負担軽減のみを目的に導入を図るのではなく、利用者の事務軽減を図るべく省庁間の垣根を取り払い、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できるように、e-Taxとe-LEI-Taxの規格統一を検討し、電子申告制度の充実を目指すべきである。

(20) 電子申告の利用促進

電子申告・電子納税のさらなる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求める。

消費税には申告・納付期限^(※1)があります。



申告・納付にはe-Tax^②が利用できます。



個人事業者の方には振替納税も利用できます。



直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※4)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

消費税の期限内納付を忘れずに。



期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！^(※2)

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※3)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※4)に応じて中間申告・納付が必要となります。

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
- ※3 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※4 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会

国税庁 消費税



完璧主義ですか？ デメリットに気づきましょう

産業カウンセラー 柏木 勇一

原料不足や値上げに臨機応変に対応できずに焦ったAさん

食品会社に入社して10年。5年前から商品管理部門で働き、そろそろチームの肩書もうわさされている

30代前半の男性Aさんですが、このところの原料不足や値上げなどで仕事が進まず焦っていました。早く判断して処理しなければいけないのですが、慎重すぎて時間がかり、ますます

仕事量が増える悪循環の毎日、夜の眠りも浅くなり、疲労感も強くなりました。

「職場では言えないので」ということで相談を受けましたので、プライバシー厳守を約束して対応しました。

不測の事態に臨機応変に対応できないのはなぜか。

自分の気持ちや普段の仕事ぶりを聞いた結果、ひとつひとつの仕事の間違いなく完璧にしなければ落ち着かない、という考えが強いことが分かりました。

「ひとりで抱え込まないこと」と上司のひとことが奏功

ここではあえて疲労感と表現しました。疲労と疲労感の違いを分かってほしかったからです。Aさんが感じている疲れは仕事の忙しさというよりも、できていない仕事への不安が心を疲れさせているということが分かりました。ジョギングをした後の疲れはまさに疲労です。休養すれば回復します。疲労感は休んでも改善されません。「誰からも批判されないように完璧にしななければいけない」と

いう考え方が自分自身を苦しめていたのです。順調だったAさんの仕事が滞っていることに気づいた上司が、「誰だってうまくいかない時はある。自分だけで苦しんでいるんじゃないかな。仕事はひとりで抱え込むのではなく、周囲とコミュニケーションをとることが大事だ。コロナで在宅組もいたことも影響したかな」と語ってくれました。

その言葉にAさんも、自分の思い込みから、自分にダメ出しをしていたことに気づきました。なかなかいい上司です。

自分にも寛容に…柔軟性と適応力が生まれます

完璧主義はもちろん長所もあります。長所とは①責任感が強い、②最後まで手を抜かない、③信頼を裏切らない、などです。短所はどうでしょう。こちらの方が実はたくさんあります。列挙すれば①自分に厳しくダメな自分ばかり見て自分を追い詰める、②他人に厳しくちゃんとやらない人を責める、③視野が狭く少し



でもつまずくと意欲を失ってしまふ、④徹底的に取り組むために仕事が遅くなる、⑤柔軟さに欠け完全でなければ意味がないと考える、などです。職場で孤立している姿が浮かんできませんか。完璧主義から離れて、自分に寛容になることができれば、他人に対しても寛容になれる。柔軟性と適応力があれば、職場の人間関係は良くなるでしょう。Aさんの口からも「すべき」「しなければ」という言葉が多く出ました。そして、その言葉を生み出す考えが邪魔をしていたことに気づいてくれたのです。

職場も仕事も大きく変化していく時代です。柔軟に思考で対応していくことがいかに適切か、Aさんの例が教えてくれています。

さあ、保険の選択へ。
T&D 保険グループ

企業のために、
経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、

今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DAITO 大同生命保険株式会社

群馬支社/群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)
TEL 027-223-5260

株式会社知識創発研究所 代表取締役

松崎 光弘

バリューチェーン

プロフィットゾーン

収益力向上のための視点と手法

新型コロナウイルスの感染拡大からロシアの軍事侵攻によるウクライナショック、そして急激な円安と、我々の経営を取り巻く環境は「これでもか!」というほど、厳しさを増しています。

それでも、我々経営者は利益を生み出し続けなければなりません。

そこで、この厳しい状況を機会として、強い財務、強いビジネス、を目指す方策について考えてみましょう。

そのために「バリューチェーン」と「プロフィットゾーン」という2つのキーワードについて詳しく見ていきます。

生産で付加価値が上がらないなら 企画と販売で付加価値を上げる

バリューチェーン（日本語では価値連鎖と訳されます）とは、企業の活動を購買（仕入れ）からアフターサービスまでの主活動と、インフラや人材といった支援活動に分類したものです。どの部分でどれだけだけの付加価値を生んでいるかを見える化することができます。

ここでは、その中で最も重要な①企画、②生産、③販売の三つに分割してみましよう。

実際には、①と②の間に調達が、②と③の間に流通がありますが、頭を整理するために、まずは大きく3分割します。

それぞれの段階で付加価値

値の源泉になるのは、

①企画…顧客接点を強化することによるニーズの把握と、顧客に提供する価値を絞り込むコンセプト構築

②生産…コストと品質の管理、複雑な「すりあわせ」

③販売…顧客との関係性の強化と、それをベースとした受注力、になります。

これらのうち、どこで付加価値が生じやすいかを確認します。

たとえば、生産が大きな付加価値を生むのはどういう場合でしょうか。

ひとつは、市場に商品がない時です。

1950年代から70年代の日本の市場は、まさにこの状況にありました。

需要に供給が追いつかず、

市場に商品が不足していて「作れば売れる」状況だったわけです。

しかし、国が豊かになると、供給が需要を上回り、生産で利益が上がる要因のひとつが失われていきました。

その中で、日本の製造業は品質を高め、コストを徹底的に削ることで、生産における付加価値を出し続けてきました。

あるいは、ものが不足している国の市場へ進出する

ことで、生産における付加価値を保ったりしました。

生産が付加価値を生むもうひとつの状況は、「高度なすりあわせ」を必要としている場合、生産のプロセスで微妙なチューニングが必要なときです。

製品全体の性能を高める際に、個別の部品の性能だけでなく、それらの組み合わせによって互いがどんな影響を及ぼし合うかが読み切れないものを細かくチューニングしていくような

付加価値が高いのはどの部分か？

市場の中でそれぞれの重要度が高いかによって
付加価値を生むプロセスが変わる

付加価値	企画		生産		販売	
	ニーズ把握	すりあわせ	品質管理	受注力		
	コンセプト構築	コスト管理	関係性強化			

作業を必要とする状況です。

自動車などはその典型であったと言えるでしょう（今後は変わってくるかもしれませんが）。

日本の製造業はこの点でも優れた能力を発揮し、「ものづくり大国」としての地位を固めました。今後それを継続できるのは一部の極めて特殊な分野に限られると考えた方がよいでしょう。

現在の日本市場のように、需要を供給が上回っているような状況では、生産よりも企画や販売で生み出される付加価値が大きくなります。

商品が市場にあふれる一方、顧客の購買力が落ちる中で、商品の差別化、顧客との関係性強化、ポジショニングが重要な要因になっていきます。

このような市場で、我々が力を入れるべき点は「顧客に近づく、その深いニーズをくみ取る」こと、そして顧客の全体の便益＝プロフィットゾーンに対してアプローチすることです。

例えば、スマートフォンの市場で高収益を上げているアップルやサムスンでは、常に顧客がどんなスマホを欲しがっているか、そのニーズ・ウォンツをくみ取り、顧客に響くスマホを企画します。

同時に、購入した顧客が「買ってよかったな」という気持ちを持続するためのブランディングに力を入れます。

ですから、スマホのCMは性能よりも、どのようなライフスタイルを実現するものであるかというイメージに訴求するように作られています。

生産だけではなく、企画と最終顧客への販売・ブランディングを押さえると、利益が出やすい訳です。

製造業が、企画または最終顧客への販売、あるいはその双方に力を入れることで、高収益を生み出してきた企業は数多くあります。

場合によっては、生産を完全に他社に委ね、自社は企画会社になるということすら可能になります。

顧客が価値を感じる部分に 資源を投入する

バリューチェーンから一歩進んで、より効果的に高収益を得るためのプロフィットゾーンという考え方があります。

プロフィットゾーンとは、「顧客の全体的なベネフィット（便益）を追求する中で、顧客にとって極めて重要で稀少なものを見い出し、利益を獲得できる経済領域」を指します。

商品やサービス単体ではなく、顧客の生活やビジネスの中で、自社が最も役に立っている部分と言い換えてもよいでしょう。そこで、利益を最大化しようという考えです。

例えば、自動車を販売する場合、自動車単体ではなく、ローンやリースといったファイナンスサービスをつけ加えることで、顧客に便益を提供します。そうすると、ファイナンスの部分で高収益を生むことができます。

あるいは、楽器やスポー

ツ用品などでは、顧客の技量が上がるに従って、それにふさわしい商品が求められるようになります。

ハイエンド（最上位・高性能）商品は顧客の便益も大きく利益率も高いので、その時になって自社製品を購入してもらえるように、初心者向けのエントリー商品を安く展開するという方法をとりまます。

カミソリと替え刃、EMS（腹筋をブルブルさせるあれ）と粘着パッドのように、消耗品を使い続ける必要がある商品であれば、本体価格を安く設定して市場を広げ、消耗品で利益を得るという方法もあります。

インクジェットプリンターと替えインクも同じ関係ですが、サードパーティーがインクを供給すると、プリンターメーカーは収益源を断たれるため、何としてもこれを阻止しようとしまます。小さなお子さんのおられるご家庭では、「ライダー

ベルト」がこの形になっていることに気づくことでしょう。

消耗品でなくても、例えば国産ヒノキ材のシンプルでかつこい学習机を提供したら、棚もペン皿も提供する、という具合に関連商品を次々と提供していくスタイルもあります。

これは管理会計的にも正しいやり方で、一人の顧客の購買点数を増やすことで、顧客獲得コスト（営業や販促のコスト）をかげずに客単価を上げ、利益を増やすことにつながります。

ここでご紹介した考え方は、財務の観点から見ると、主として限界利益を高めることにつながるものです。

それは、経営者だけではなく、現場の社員さんたちの工夫が活かせる部分でもあります。

一度、自社のビジネスの中で付加価値につながる部分とそうでない部分を切り分け、何をプロフィットゾーンとするか、社内で検討してみてはいかがでしょうか。



女性部会賞

高崎市立久留馬小学校
小山 結衣さん



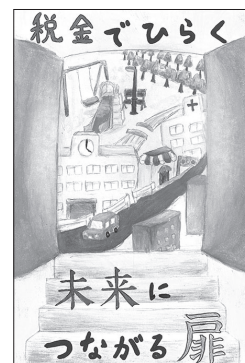
優秀賞

渋川市立橋小学校
森田 結菜さん



優秀賞

高崎市立新町第一小学校
大泉 音愛さん



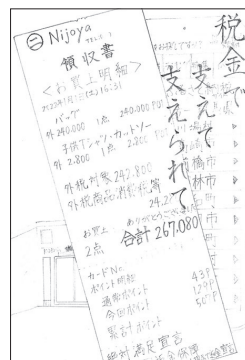
優秀賞

渋川市立中郷小学校
針塚 心花さん



女性部会賞

安中市立安中小学校
松本 こまきさん



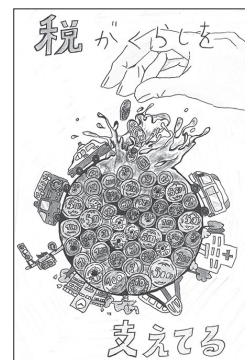
女性部会賞

高崎市立城東小学校
反町 実和さん



女性部会賞

高崎市立佐野小学校
松田 あかりさん



女性部会賞

高崎市立佐野小学校
池上 名月さん

法人会女性部会

いちごプロジェクト

みんなで出来る夏の節電対策

直射日光を避けて涼しい部屋を作ろう！

涼しい部屋を作るには直射日光を防ぐことが重要です。窓にすだれを掛けたりグリーンカーテンを作って日陰を作ると、見た目も涼しげで素敵なインテリアになります。

断熱フィルムや遮光カーテンを利用しても効果があります。

ビー玉やおはじきを入れた金魚鉢を飾ったり、昔ながらの風鈴や水につけて使う和紙の水うちわなど、目や耳で涼しさを楽しむのもオススメです。

風の通り道を作ろう！

同じ温度でも風があると人は涼しく感じます。エアコンと扇風機と一緒に使って体感温度を下げましょう。冷たい空気は下へ溜まりやすくなるので、扇風機をエアコンと向かい合わせて置き、頭を上に向けてと効果的です。

また、帰宅したらまず窓やドアを2カ所以上開けて風の通り道を作り、こもった熱気を外に出してからエアコンを使うと、より冷気が循環しやすくなります。

今年の夏も、感染症拡大防止のため、こまめに窓を開けて部屋の換気を行うようにしましょう。

「いちごプロジェクト」とは？

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを、毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

基本となる9のメニュー

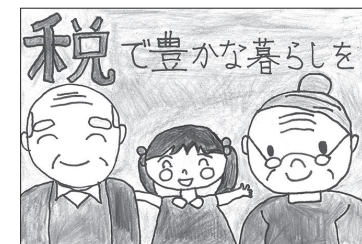
- ①室温 28℃を心がける。
- ②“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。
- ③無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。
- ④日中は不要な照明を消す。
- ⑤テレビは省エネモードにするとともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。
- ⑥炊飯器は朝にタイマーで1日分まとめて炊いて、冷蔵庫等に保存する。
- ⑦冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。
- ⑧温水洗浄便座の温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。上記の機能がない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。
- ⑨リモコンではなく、本体の電源を切り、待機電力を減らす。



このコンクールは法人会の租税教育活動の一環として、高崎税務署管内の小学6年生を対象に行われ、応募総数2,166点の中から、53点が入賞しました。そのうち、最優秀賞他12点を裏表紙に、優秀賞10点、女性部会賞5点をこの項にてご紹介いたします。

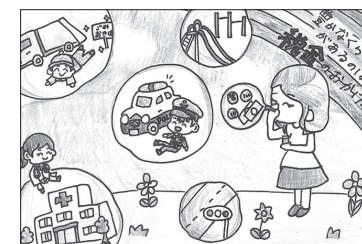
入賞作品は2～3月の確定申告期間中に確定申告会場前にて展示を行いました。また、応募いただいた作品は下記の日程にて展示を行います。

- | | |
|------------|-------------|
| ◆安中市文化センター | 7月27日～8月3日 |
| ◆渋川市中央公民館 | 7月31日～8月4日 |
| ◆高崎市役所 | 8月10日～8月17日 |



優秀賞

高崎市立塚沢小学校
横澤 真凛さん



優秀賞

高崎市立南八幡小学校
岡澤 奈々さん



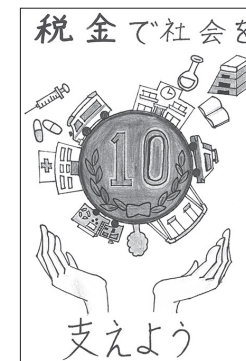
優秀賞

渋川市立小野上小学校
齊藤 由涼衣さん



優秀賞

高崎市立八幡小学校
長坂 藍さん



優秀賞

高崎市立東小学校
下田 紗綾さん



優秀賞

高崎市立久留馬小学校
木暮 百花さん



優秀賞

高崎市立国府小学校
佐藤 亜紀さん

女性部会

令和5年度 定時総会 新部会長に岡田美智子氏を選任

女性部会は、6月13日（火）、ホテルグランビュウ高崎において、定時総会を開催しました。

第1部の定時総会は、眞木高崎税務署長、川崎本会会長はじめ多数のご来賓と本会役員、部会員合わせて約80名が出席して開催され、次の2議案が原案通り承認可決されました。

- 議案第1号 令和4年度収支決算承認の件
- 議案第2号 任期満了に伴う役員改選の件

役員改選では、再任・新任を含め40名の理事と3名の監事の就任が承認可決され、部会長に岡田美智子（高崎・新任）、副部会長に佐藤貴江（高崎・再任）、陳美穂（高崎・再任）、須田



岡田新部会長

博子（渋川・新任）、石子恵（安中・再任）、風間まり子（群馬・新任）、堀越弘子（吉井・再任）が選任されました。（敬称略）



奏者：カテリーナさん

続いて、日本に数少ないウクライナの楽器バンドウーラ奏者のカテリーナさんをお呼びし、演奏会を開催いたしました。清らかで美しい歌声、祖国を思い感情豊かに歌う姿に感動いたしました。

ウクライナ出身のカテリーナさんが日本を愛してくれているように、私たちもウクライナに心を寄せ、平和が戻ることを願っています。

青年部会

令和5年度 定時総会 新部会長に遠藤直行氏を選任

青年部会（横田裕正部会長）は、6月20日（火）、ホテルグランビュウ高崎において令和5年度定時総会を開催しました。

総会は4年ぶりに通常方式で行われ、165名が出席（うち委任出席127名）し、次の議案が原案どおり承認可決された。

- 議案第1号 令和4年度収支決算承認の件
- 議案第2号 任期満了に伴う役員改選の件



遠藤新部会長



では、再任・新任を含め44名の理事と3名の監事の就任が承認可決され、部会長に遠藤直行氏（高崎）、副部会長に金井裕氏（高崎）、永井廣隆氏（渋川）、高橋豊氏（安中）、塩野明氏（吉岡）の5名を選任しました。

新任役員は理事に井川誠氏（高崎）、山田裕樹氏（伊香保）、原田康光氏（倉渕）、高橋京悠氏（吉岡）、榎本康治氏（榛東）、白田潤氏（税理士会）、監事に櫻井誠氏（安中）が就任しました。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・相続税申告

有限会社 ハコダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予算管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

安中

萩原建設

株式会社

会員企業紹介



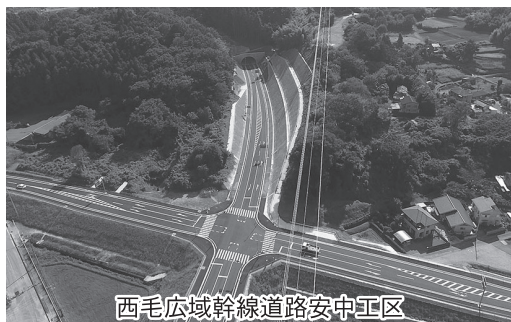
代表取締役
萩原 永史

一、所在地

安中市下秋間六五四
TEL 〇二七―三八一―二八五〇

二、事業概要・会社PR

当社は昭和36年に創業した公共土木工事を中心の会社です。主に群馬県、安中市発注の道路工事、河川工事、治山ダム工事などを手掛けています。



西毛広域幹線道路安中工区

三、経営理念

長年培った技術と経験を生かし発注者に信頼され安心・安全・快適な仕事をする事を心掛けております。群馬県と災害協定を結び災害時には緊急出動できる体制を整えて県民の安全第一を考えます。

西毛広域幹線道路（安中工区）安中榛名駅前のラウンドアバウト（環状交差点）などを施工しました。



本社外観

新会員・部会紹介

	①法人名	②代表者・部会員名	③所在地	④業種
女性－渋川	安中	高崎	高崎	
① 有越中屋魚店 ② 島 佳代子 ③ 渋川市渋川 ④ 鮮魚販売、仕出し、宴席	① 有シティメガネ ② 城田 真 ③ 安中市安中 ④ 眼鏡店	① (学)外所学園 ② 外所 元樹 ③ 高崎市下小島町 ④ 幼児教育	① 税理士法人 有田事務所 ② 有田 大輔 ③ 高崎市八千代町 ④ 税理士	
女性－群馬	群馬	高崎	高崎	
① 中央群馬工業(株) ② 大山 紀子 ③ 高崎市引間町 ④ 総合建設業	① 株セッション ② 篠崎 精治 ③ 高崎市菅谷町 ④ 広告代理・発送代行業	① 永山技建(株) ② 永山 一成 ③ 高崎市下之城町 ④ 電気工事	① 石田建材工業(株) ② 小嶋 潤一 ③ 高崎市上中居町 ④ 建設業	
青年－高崎	榛名	高崎	高崎	
① 社会保険労務士法人清水労務管理事務所 ② 清水 淳央 ③ 高崎市新保町 ④ 社会保険労務士	① 株清水工業所 ② 清水 淳 ③ 高崎市下室田町 ④ 管工事業	① 美真総合リフォーム(株) ② 山田 真司 ③ 高崎市上大類町 ④ 建築塗装、外構、内装	① 株クレアート ② 小川 博 ③ 高崎市檜物町 ④ 建設業	
青年－吉井	北橋	渋川	高崎	
① 篠崎建設(株) ② 篠崎 僚平 ③ 高崎市吉井町多比良 ④ 建設業	① 有ジーテックス ② 小川 武 ③ 渋川市北橋町下箱田 ④ 小売業	① ダイシン工業(有) ② 大森 弘一 ③ 渋川市行幸田 ④ 製造業	① 社会保険労務士法人清水労務管理事務所 ② 清水 淳央 ③ 高崎市新保町 ④ 社会保険労務士	
青年－渋川	北橋	安中	高崎	
① ダイシン工業(有) ② 大森 弘一 ③ 渋川市行幸田 ④ 製造業	① 有橘フェンス ② 塩谷 武三 ③ 渋川市北橋町真壁 ④ 建築工事	① 安中土建(株) ② 大澤 卓朗 ③ 安中市安中 ④ 建設業	① 株城南エクステリア ② 竹森 晴也 ③ 高崎市下之城町 ④ 建設業	

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

問い合わせ先

(一社) 高崎法人会 事務局

〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576

榛名

榛名ふるさと祭り商工祭
花火大会開催について

今年で第40回を迎える商工祭花火大会がコロナ禍で開催中止となっていたが4年ぶりに開催されることになりました。8月15日榛名町下室田地内鳥川公園で午後7時30分より打ち上げる予定です。

花火大会は昭和59年に町の活性化及び観光等を目的に始められ毎年続けられていました。8月15日という日程もお盆で帰郷されている方にも見て頂きたいとの配慮からです。

請負う花火師は当法人会員である(有)菊屋小幡花火店により行われます。明治5

年から続く老舗花火店『(有)菊屋小幡花火店』の5代目を務める小幡さんは「大曲全国花火競技大会」にて内閣総



理大臣賞を受賞した経歴を持つ実力派花火師です。先代を務めた4代目・清英さんも『現代の名工』に選ばれた名花火師です。連綿と受け継がれてきた菊屋小幡花火店は、花火製造から打上まで行う花火屋で代々真円を描く花火が有名で、多種多様に富んだ花火を打ち上げる榛名の花火大会はお客様を魅了し非常に評判が良い大会です。

松井田

松井田七夕まつり

安中市松井田町恒例の七夕まつりが今年は7月29日(土)・30日(日) いずれも夕方5時から開催されます。夏の風物詩として、親しんでいたいております「松井田七夕まつり」も今年で47回目を迎えることとなりました。コロナの影響で3年前から2年間中止となりましたが、昨年から松井田町商店街の商店連盟事務所前広場に場所を移して再開しました。昨年は3年ぶりの開催となり例年以上の来場者数となりました。今年も安中市・碓氷の地域を考える会・教育委員会・松井田商店連盟のご支援のもと、有志の方々の協力も頂きながら開催します。安中市松井田商工会青年部の【手づくりのお祭り】ではございますが、七夕飾りはもちろんのこと、焼きそば・焼き鳥・かき氷などお店も用意し、新しい企画を混じえながら楽しいイベント



トにしようと思っております。ぜひ、ご家族揃いでお出かけ下さい。【思い出づくり、町づくり】となれば幸いです。

吉岡

吉岡町の現在

吉岡町は、県道前橋伊香保線を中心に東西に広がる地域です。

西は伊香保水沢と隣接する明治地区、東は前橋と隣接する駒寄地区から成り立っています。

90年代に開通した上毛大橋と吉岡バイパスや、関越自動車道・駒寄SIC(スマートインターチェンジ)周辺で開発が進んでいます。

商業では、フレッセイ、カインズ、全国チェーン店が立ち並び、最近では、ツルヤ、ヤマダデンキ、ジョイホンパークがオープンしました。

また工業では、前橋隣接地区にて産業団地の計画が進んでいます。

人口は30年代まで微増すると予想され、町は20年度に健康子育て課を新設するなど、住み続けたい町づくりを推進しています。

人口が増える一方、前橋



高崎のベッドタウンという性質や、大型店の求人数増加の影響もあり、地域の事業者にとって従業員確保が難しい状況があります。また、特に小規模商店は大型店の影響を大きく受けています。町の持続的発展のために地域の事業者と大企業が共存していけるよう、当会においても知恵を絞っていきたい所存です。

倉渕

群馬県内唯一の泉質
はまゆう山荘「美肌の湯」

高崎市倉渕町内の鳥川の源流域に佇む森の温泉ホテル「はまゆう山荘」には、施設敷地内の源泉から汲み上げている自慢の天然温泉があります。「美肌の湯」と呼ばれ、濃厚な茶褐色の【含鉄(Ⅱ)ーナトリウム・カルシウムー塩化物冷鉱泉】です。温泉大国群馬県内で唯一という大変珍しい泉質に変化した含鉄泉は保温効果が高く、冷え性の改善効果も期待できます。日帰り入浴(営業時間11時から19時)のご利用も可能です。



す。高崎市民の方には割引もございます。

また、倉渕産の天日干しコシヒカリや清流で育った川魚、トマトをはじめとした新鮮野菜など地元・倉渕産の厳選食材を使ったお料理も魅力です。さらに、ランチの名物は横須賀市公認で唯一、横須賀市以外での提供が認められている「山荘オリジナルよこすか海軍カレー」も是非、ご賞味ください。

はまゆう山荘ホームページ
(<http://www.hamayuu.org>)

ご入会をご希望の方は法人会事務局まで
お問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国約75万社の、会員組織です。



一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL: 027-363-4526
<http://www.takasaki-hojinkai.com/>

会 員
募 集 中

経営を取り巻く様々なリスクから企業を守る!



AIG損害保険株式会社 群馬支店
TEL. 027-223-5771

政府労災の上乗せ補償
ハイパー任意労災
(業務災害総合保険)

火災と地震災害に備える
プロパティガード
+ 企業地震保険
(企業財産保険・財物損害補償特約等)

企業向け第三者賠償責任保険
オールスターズ
ALL STARS
(事業賠償・費用総合保険)

個人情報の漏えい事故対策
情報漏えいガード
(個人情報漏洩保険)

22-073003

進化するAIの不安と期待

ジャーナリスト 海部隆太郎

子どもの頃（1970年頃）に見たテレビ番組「スパイ大作戦」で、工作員がチェスのプロを相手に勝利する場面を思い出した。眼鏡に仕込んだカメラでプロの手を別室にいる人物に見せ、真空管の大型コンピュータが次の一手を考え、イヤホンで伝えるという手法だった。実現不可能なことに挑戦する爽快感が面白い番組だが、現在は将棋の対局などで普通に見られるようになった。

ここ数年、記者仲間だった友人たちとの会話は、健康と年金の話ばかり。もつと違う話題があるはずだと思いつつも常に話が盛り上がり、多くの時間を費やし

でも飽きることがなかった。

ところが最近、高品質な文章を生成するチャットGPTが、健康よりも年金のことよりもわれわれの関心を引きつけている。

現状では信頼に足るほどAI（人工知能）の能力は高くないという見方ができるものの、進歩の速さには驚く。われわれ程度の記者の能力はすぐに追い越されてしまうに違いない。編集者が望む原稿をチャットGPTに指示すれば、あっという間に欲しい文章が完成する。こうなれば文字をな

りわいにする輩は不要になるのは必定だ。遠くない将来にやってくるのか、不安

は危機意識に変わっている。

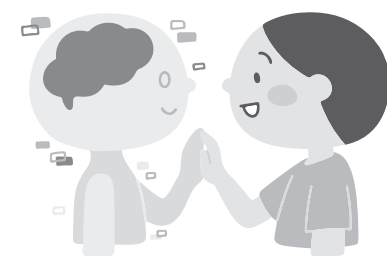
人類とAIの共存をどう図るか

チャットGPTはネット上の情報を吸い上げて文章を作り上げる。正しい情報も間違った情報も混在する中から、与えられたテーマに沿う内容を上手に構成するのだが危険性は拭えない。そこにある情報は、多くの人たちが創り上げた文章であり著作権にも触れるはず。こんな議論は、すでに盛んに行われている。欧州ではAIを規制する動きがあり、米国でも一時的に開発を止め、法制度を整備したうえで再開すべきだという流れが出てきている。

われわれの議論で最も危惧したのは、AIが人間の特権である創造性をも手に入れること。自ら考え最適な行動を指示するようになれば、映画のターミネーターが一気に現実化する。人々が考え議論し結論を導き出すのではなく、AIが

瞬時に結論を導き出すのは認めがたい。こうなるとAIへの不安が増幅する。だからこそAIが社会を豊かにするツールとして進化することに期待したい。そのためには条件を設けることが不可欠と思う。いずれは人類とAIの共存を考える時が来ることは覚悟している。それでも万が一にもAIに行動を指示されるのだけはゴメンだ。今でさえ人に行動を指示されたり、強要されたりすることを極端に嫌う私にとって、AIからの指示など受け入れられるはずがない。

唯一、許されるのは妻からの指示。これだけは逆らえない。



中小企業向け賃上げ促進税制の活用状況と注意点

〜経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答〜

税理士 野川 悟志

最近「賃上げ」の言葉をよく聞きます。賃

上げをすると、法人税額の特別控除が受けられますね。この制度は現状どの程度の法人が活用しているのでしょうか？

賃上げ促進税制は13万1361法人（単体法人）が適用し、適用総額は1435億円です。その2年前の令和元年度では、適用は11万8355法人で、適用総額は1124億円となっています。

ご存じのように、いわゆる賃上げ促進税制は租税特別措置法で措置されている制度です。このような租税特別措置の適用状況については、財務省から毎年「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」として国会に提出されています。令和5年2月に提出された令和3年度の報告によると、中小企業向け

単純に比較すると、1法人当たりの適用額は95万円となりますので、適用法人、適用額ともに増加しているようですね。賃上げした場合には、この制度が適用できるかどうか、きちんとチェックした方がよいですね。

ところで、この制度は例

年のように改正されていると思いますが、適用に当たり何か注意すべき点がありますか？

令和4年度改正については、正については、日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度の法人が適用になりますので、例えば令和5年3月決算の法人は注意が必要です。

中小企業向け賃上げ促進税制の主な改正点は、1点目に控除率の上乗せ要件の簡素化と控除率の引き上げ、2点目に上乗せ要件の教育訓練費に係る明細は添付義務から保存義務に変更、3点目は上乗せ要件の経営力向上計画に関する要件が廃止されたことが挙げられます。

控除率の上乗せ要件の簡素化と控除率の引き上げについて詳しく教えてください。

制度が簡素になったのは助かりますね。

改正前は、雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて2・5%以上増加している、かつ、教育訓練費の額が前事業年度と比べて10%以上増加しているか、経営力向上計画の要件を満たしている場合には、控除率は10%が上乗せとなりました。これが改正され、雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて2・5%以上増加している場合には15%が上乗せされ、これとは別に、教育訓練費の額が前事業年度と比べて10%以上増加している場合には10%が上乗せされます。つまり、この両方の要件を満たした場合には、原則的な控除率の15%に25%が上乗せされますので、控除率は最高で40%になります。ただし、控除額は法人税額の20%が限度です。

それと、通常要件では、雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1・5%以上増加している必要がありますが、仮にこれが1・5%未満であっても、いわゆる大企業向け賃上げ促進税制の通常要件である継続雇用者給与等支給額が、前事業年度と比べて3%以上増加している場合があるかもしれません。この場合には、大企業向け賃上げ促進税制が適用可能です。

賃上げした場合には、どちらの制度が適用できるのか慎重に検討する必要がありますね。



「生きる」を創る。

Aflac

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

アフラックは、1983年より「法人会福利厚生制度」を受託しています。あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉
アフラック

群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11
高崎イーストタワー13F

法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

税理士会

税理士会の広報等

関東信越税理士会
高崎支部 税理士 根岸 拓哉

関東信越税理士会高崎支部の広報・事業活動の一部についてご案内させていただきます。

租税教室

国税庁では、次世代を担う児童・生徒が、租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらには納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的に、租税教育の支援を行っています。

税理士会高崎支部でも、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与することは、納税者又は国民への新しい社会貢献事業と位置づけ、重点施策として小学校・中学校・高等学校での租税教室の実施拡大を推進することを掲げています。



学研ひみつシリーズの公表
若い層に対する税理士の魅力をPRするため、日本税理士会連合会が制作に協賛した、小学生向け学習漫画・学研ひみつシリーズ「税理士のひみつ」がこの度完成いたしました。

税とは何かから始まり、税理士の仕事、使命、税理士になるにはなど、税の専門家である税理士について紹介する内容の漫画となっております。

また、財務省が制作に協力した同シリーズ「税金のひみつ」も財務省ホームページで公表されました。



「税を考える週間」における広報活動
国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらう

とともに、税務行政に対する理解及び納税道義の高揚を図ることを目的として毎年11月11日から17日までの期間が「税を考える週間」として、各種広報広聴活動が実施されています。

確定申告期の税務支援事業

確定申告時期には、以下の活動を行っています。
(1) 税理士事務所における無料申告相談
(2) 支部事務局における税務相談
(3) 各種団体に対する派遣業務

無料相談所の開設

管内市役所（支所）、町村役場などで無料の税務相談に応じています。ただし、無料相談できるものは税務上の一般的な取り扱いのご説明などに限らせていただいています。場所、日時等につきましては税理士会高崎支部ホームページ、市町村の広報誌にてご確認ください。

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。

関東信越税理士会高崎支部

シリーズ 経営 寸話

令和5年度税制改正（相続税関係）について

関東信越税理士会 高崎支部 税理士 福地 晋也



はじめに

今回の税制改正で、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築のため、現行の法定相続分課税方式の下での当面の対応として、相続時精算課税制度、暦年課税における相続前贈与の加算について、以下の改正が行われました。

相続時精算課税制度

わが国では、平成15年度に、次世代への早期の資産移転と有効活用を通じた経済活動の活性化の観点から、相続時精算課税制度が導入されました。これは、60歳以上の父母または祖父母など（以下、贈与者）から直系の18歳以上の子や孫などが贈与を受ける財産（以下、受贈財産）について、累積贈与額が2,500万円まで納税は不要で、2,500万円を超えた部分について一律20%の贈与税を納付するが、相続時には累積贈与額を相続財産に加算して相続税を課税（贈与税を納付している場合は相続税から控除）する制度です。しかし、相続時精算課税制度は、少額贈与に係る申告や記録管理の事務負担から、

創設当初と比べ、利用件数が減少しており、広く活用されているとは言いがたい状況にありました。

今回の改正で、受贈財産について、令和6年1月1日以後から、相続時精算課税選択後も毎年、受贈財産から基礎控除110万円を控除することができるとされ、また、贈与者の死亡により、その贈与者の相続税の相続に係る相続税の課税価格に算入される受贈財産の課税価格は、その課税価格から毎年の基礎控除110万円を控除した後の残額とする措置が講じられます。

また、受贈財産である土地又は建物が贈与の日から贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期までの間に災害によって被害を受けた場合には、相続税の課税価格への加算される価額は、災害によって被害を受けた部分に相当する額を控除した残額となる措置も講じられます。

暦年課税における相続前贈与の加算

現在、相続開始前3年内の贈与については、生前における分割贈与による相続

税の負担軽減を図ることを防止する観点から、相続財産に加算する形で相続税が計算されています。

資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく観点から、令和6年1月1日以後の贈与から、対象期間が相続開始前7年以内まで拡大されるとともに、相続税の課税価格に加算される受贈財産のうち、相続開始4〜7年前の期間の受贈財産について、その価額の総額から100万円を控除した残額が加算される措置が講じられます。

おわりに

今回の改正で相続時精算課税制度の使い勝手が向上し、利用件数の増加するものと考えられますが、多額の財産がある方にとっては暦年課税により相続税の税率より低い税率での贈与を行う相続対策は依然として有効です。

これから高齢化が進展する中で、経済活性化を図る観点から若年世代への資産移転が必要に応じて円滑に行われていくことが重要になります。今後、資産移転の時期の選択による中立的

な税制の構築するうえで、現行の法定相続分課税方式を見直していくことも考えられます。

また、この他に教育資金の一括贈与について3年間延長されましたが、教育資金や結婚・子育て資金に係る贈与税の非課税措置は、資産の移転に対して何らの税負担も求めない制度となっており、富裕層の子弟の教育等の資金支援を促し、世代を超えた格差の固定化につながりかねない懸念があります。これらの措置で認められている使途については、近年、公費でカバーされる部分が増加しており、相続時精算課税制度の使い勝手の向上と併せて、廃止される可能性もあります。

今後も相続・贈与については制度改正があるものと考えられます。相続対策を考える際には、必要に応じて専門家に相談するなど慎重な対策を取っていく必要があります。



登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
売上先が一般消費者や免税消費者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。
また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。

インボイス制度について詳しく知りたい方



国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ & A、申請手続に関する情報を掲載しています。



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先



インボイス
コールセンター

0120-205-553 (無料)
9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

※個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。



事業者のみなさま

消費税の

インボイス制度

令和 **5 年 10 月** **スタート**

インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や
税務署での説明会・
登録要否相談会をご
案内しております。

説明会日程

新たな負担
軽減措置

税負担・事務負担の
軽減措置があります。

令和 5 年度税制改正関係
(インボイス関連)

補助金などの
支援策も

IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金などの支援策があります。

中小企業庁
リーフレット



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）

次に**売手としての準備**に取りかかりましょう☐取引ごとに**どのような書類を交付しているか**確認しましょう

- 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。

☐交付している書類等につき**どう見直せばインボイスとなるか**検討しましょう

- インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
- 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
- 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
- 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
- 何をインボイスにするか、どう交付するか、**システム改修等も含めて**考えましょう。

☐売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を**共有**しましょう

- 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っている伝えれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。

☐インボイスの**写しの保存方法や売上税額の計算方法**を検討しましょう

- 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

☐必要に応じて**価格の見直し**も検討しましょう

- それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）

その次に**買手としての準備**に取りかかりましょう☐簡易課税制度を適用するかを確認しましょう

- 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。

☐自社の仕入れ・経費について**インボイスが必要な取引**か検討しましょう

- 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
- 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。

☐継続的な取引については、仕入先から**受け取る請求書等**が**記載事項を満たしているか**確認し、必要に応じて**仕入先とも相談**しましょう

- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
- 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
- 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。

☐受け取った請求書等を**どのように保存・管理するか**検討しましょう

- 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
- 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
- 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。

☐帳簿への**記載方法や仕入税額の計算方法**を検討しましょう

- インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
- インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
- 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

表紙説明

伊香保ハワイアンフェスティバル

旧伊香保町において平成9年のハワイ州ハワイ郡との姉妹姉妹締結を機に、本場ハワイでおこなわれる世界最高峰のフラの祭典「Merrie Monarch FESTIVAL」との提携イベントとして毎年8月上旬におこなわれています。新型コロナウイルスの影響で中止になった年もありましたが、令和4年から再開しており、県内外から毎年多くのフラ愛好家や観光客で賑わう伊香保温泉のビッグイベントです。



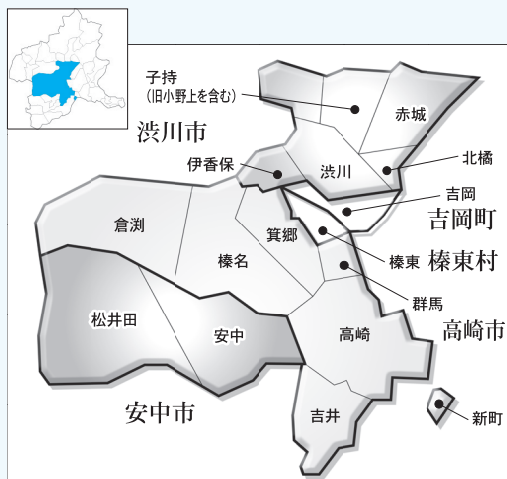
(伊香保地区会)



消費税期限内納付

推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第189号

令和5年7月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
〈発行所〉一般社団法人 高崎法人会
〒370-0006
高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
TEL:027(363)4526 FAX:027(363)4576
E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
〈企画・編集〉広報委員会:委員長 羽鳥 武久
〈編集・印刷〉荒瀬印刷株式会社

厚生委員会からのお知らせ

企業の安定した経営のために

法人会の福利厚生制度は
企業の皆様が安心して経営に取り組めるよう
病気、事故、労災等に備えた保障制度です

もしものときの企業防衛に……

経営者大型総合保障制度

【大同生命保険㈱・A I G 損害保険㈱】



万一の労災事故に備えて……



アットワーク ハイパー任意労災

【A I G 損害保険㈱】

がんや病気などの治療に備えて……

新生きるためのがん保険Daysと

医療保険新Ever

【アフラック】



貸し倒れや与信管理に……

中小企業向け貸倒保障制度

【三井住友海上火災保険㈱】

会社の発展のため、
法人会の福利厚生制度を上手くご活用いただければ幸いです。

※法人会の福利厚生制度は、専門の保険会社に委託しています。

お問い合わせ先

高崎法人会 事務局 ☎027-363-4526

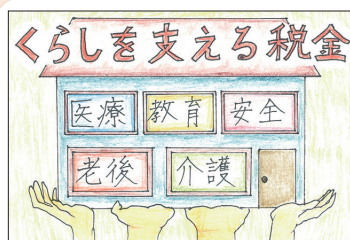
会員の皆様へ

10月号休刊のお知らせ

昨今の物価高騰による、原材料費や郵送費用の上昇により、次回10月10日発刊予定でございました、法人だより令和5年10月号を休刊とさせていただきます。

第14回 ぜい かん 税に関する 絵はがきコンクール

令和4年度
卒業生の作品



田畑 伶 さん

【関東信越税理士会 高崎支部長賞】
高崎市立中央小学校



阿久澤菜々 さん

【高崎税務署長賞】
渋川市立豊秋小学校



中島 翠 さん

【最優秀賞】
安中市立西横野小学校



戸塚 愛琉 さん

【安中市市長賞】
安中市立安中小学校



須田 彩美 さん

【渋川市長賞】
渋川市立津久田小学校



上原 蒼史 さん

【高崎市長賞】
高崎市立佐野小学校



富田理依紗 さん

【上毛新聞社賞】
高崎市立北小学校



寺村尚太朗 さん

【高崎市議会議長賞】
高崎市立西小学校



吉沢 大河 さん

【吉岡町長賞】
吉岡町立明治小学校



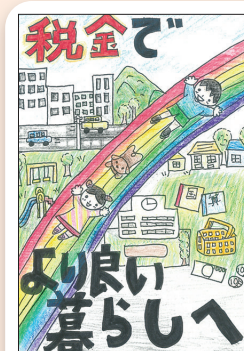
森 大和 さん

【高崎法人会青年部会長賞】
高崎市立入野小学校



土屋 結郁 さん

【高崎法人会女性部会長賞】
安中市立磯部小学校



角田 莉桜 さん

【高崎法人会長賞】
渋川市立渋川西小学校

※優秀賞はP13～14に掲載しています。